

(四) 障害児童生徒と健常児の分離教育
統合教育の必要性をそれぞれ検討のうえ、健常児との適切な交流のしかたを工夫する。

(五) 校内研修の努力目標を設定し、研修計画を学校経営計画の中に位置づけ、養護教育の多様化に応じられる研修の組織的推進に努める。

三、障害の種別、程度に対応した教育課程の編成に努める。

(一) 盲、聾、養護学校学習指導要領を基準にし、障害の状態に即した教育課程を編成する。

(二) 生活科、道徳、養護・訓練の指導に当たっては、学級及び児童生徒ごとの実態を考慮し、有効な方途を講ずるように努める。

(三) 指導計画は、学級の実態に即して合科・統合の指導形態、教科別・領域別指導形態を適切に組み合わせて作成するよう努める。

(三) 児童生徒の障害状況に応じるため個別に指導目標をたて、評価しながら指導を進めるよう配慮する。

四、障害に応じた指導方法、教材教具の活用、開発に努める。

(一) 児童生徒一人一人の心身の障害の程度、発達段階に応じた指導法、特に訪問教育の内容、方法の確立に努める。

(二) 教科書や既製の教材教具等の使用について絶えず研究し、適時、適切な活用に努める。

(二) 視聴覚教材や学校図書館の資料等についても、児童生徒一人一人の特性に合ったものを精選して、その活用を図る。

(三) 児童生徒一人一人の特性に合った、教材教具の創作と活用に努める。

五、身辺処理の確立、社会的自立を強化する指導を工夫する。

(一) 観察や調査、検査を実施して、個人理解のための資料を整備し、有効な指導方針を立てて指導に当たるよう努める。

(二) 学校におけるあらゆる場を、日常生活指導の機会として、身辺処理の確立に努めるとともに、家庭との連絡を密にして、学校における指導が家庭でも生かされるように配慮する。

(三) 作業學習を取り入れ、作業態度や責任感等を養うとともに、社会自立の意欲を高める指導法の研究を進めよう努める。

六、健康の保持増進、安全生活を図る習慣と態度の育成に努める。

(一) 健康状態の観察や調査を計画的に進めるとともに、関係機関の協力を得て情報、資料を収集、整備し、その活用を図る。

(二) 危険から身を守る方法について具体的に指導するとともに、交通事故防止のための訓練や安全な遊びの指導を徹底する。

(三) 学校施設、用具の管理、薬品等の保管に留意するとともに、安全な使用と事故防止のための適切な指導をする。

七、実態に即した進路指導の充実を図る。

(一) 進路指導を全体計画の中に正しく位置づけ、適切な時間を確保し、指導の徹底を図る。

(二) 進路に関する情報、資料等を収集整理し、その計画的な活用に努める。

(三) 自己の障害を理解し、その障害に基づく種々の困難を克服しながら、自己の進路を設計できるよう指導する。

(四) 進路決定に当たっては、生徒の障害の程度、能力、特性を的確に把握し、保護者の意見を十分反映させるよう努める。

(五) 就職指導に当たっては、職業安定

所、事業所等の関係機関と密接な連絡を取り適切な指導をする。

八、地域社会の啓発に努める。

(一) 全校職員が養護教育に対する正しい認識を持ち、共通理解に立つて地域社会の啓発に当たれるよう研修を深める。

(二) 健常児と障害児との交流等によって、友愛の精神を育てるとともに健常児を通して、一般保護者が心身障害児に対する正しい理解をもつよう努力する。

(三) 授業参観や作品展示会、学習発表会等を通して、養護教育に対する地域社会の理解と協力を得るよう努力する。

(四) 広報活動を活発にし、養護教育に対する理解と共感を深めるよう努力する。

(五) 養護教育研究諸団体及び各種親の会等と、密接な協力関係を保ち、養護教育に関する地域社会の啓発を進めめる。

